



2025 年 8 月 8 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 レ オ パ レ ス 2 1
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 宮 尾 文 也
(コード：8848 東証プライム市場)
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 管 理 本 部 長 竹 倉 慎 二
(TEL 050-2016-2907)

役員向け株式報酬制度の導入及び従業員向けインセンティブ・プランの変更に伴う
第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員向け株式報酬制度の導入及び従業員向けインセンティブ・プランの変更に伴い、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2025 年 8 月 26 日
(2) 処分する株式の種類 及 び 数	当社普通株式 2,939,100 株 (うち役員向け株式報酬制度 1,720,400 株、従業員向けインセンティブ・プラン 1,218,700 株)
(3) 処 分 価 額	1 株につき 745 円
(4) 処 分 総 額	2,189,629,500 円
(5) 処 分 予 定 先	三井住友信託銀行株式会社（信託口） (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口）)
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2025 年 4 月 25 日付取締役会において、当社の業務執行取締役及び執行役員並びに当社子会社の業務執行取締役（以下総称して「取締役等」といいます。）と株主との利益共有をすすめること、中長期的な企業価値の増大へのインセンティブとして報酬を機能させること、報酬につき株主の皆様からの透明性・職務執行の対価としての合理性を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度の導入を決議し、当社の業務執行取締役に対する導入については 2025 年 6 月 26 日開催の第 52 期定時株主総会において承認可決されました。

業績連動型株式報酬制度の概要につきましては、2025 年 4 月 25 日付「新たな業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

また、当社は、2024年2月28日付取締役会において、当社の従業員に対する福利厚生制度の拡充によって、人材への投資及び従業員のエンゲージメントを強化すると共に、当社の従業員が当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）を保有することによって、株主の皆様や経営者と同一の視点を持って当社業績や株価上昇への意識を高めることにより、当社の中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、従業員向けインセンティブ・プラン（業績連動型株式報酬制度と総称し、以下「本制度」といいます。）の導入を決議しました。更に、当社は、2025年3月31日付で従業員向けインセンティブ・プランの対象者に当社子会社の従業員（当社の従業員と総称して以下「従業員」といいます。）を追加しました。

従業員向けインセンティブ・プランの概要につきましては、2024年2月28日付「従業員向けインセンティブ・プランの導入に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、業績連動型株式報酬制度導入のために設定される役員向け株式交付信託及び従業員向けインセンティブ・プラン導入のために設定済みである従業員向け株式交付信託（以下総称して「本信託」といいます。）の受託者である三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））に対して行うものであります。

処分数量につきましては、本制度導入に際し当社が制定する、又は制定済みである株式交付規程に基づき、業績連動型株式報酬制度については、信託期間中の取締役等の役位及び構成推移等を勘案のうえ、従業員向けインセンティブ・プランについては、信託期間中の従業員の役職及び構成推移等を勘案のうえ、取締役等及び従業員に交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、その希薄化の規模は、2025年3月31日現在の発行済株式総数329,389,515株に対し、0.89%（なお、2025年6月30日現在の発行済株式総数466,462,318株に対し、0.63%）（2025年3月31日現在の総議決権個数3,238,327個に対する割合0.91%。いずれも、小数点以下第3位を四捨五入）となります。当社としましては、本制度は取締役等及び従業員の報酬と当社株式価値の連動性を明確にし、中長期的には当社の企業価値向上に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

（ご参考）役員向け株式交付信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 （再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）
受益者	取締役等のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者を選定する予定
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の当社株式に係る議決権は行使いたしません
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約日	2025年8月26日
信託の期間	2025年8月26日～2028年8月末日（予定）
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

（ご参考）従業員向け株式交付信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 （再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）

受益者	従業員のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者
議決権行使	本信託内の当社株式については、信託管理人が議決権行使の指図を行います
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約日	2024 年 3 月 15 日
信託の期間	2024 年 3 月 15 日～2028 年 8 月末日（予定）
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、2025 年 8 月 7 日（取締役会決議日の直前営業日）の東京証券取引所における終値である 745 円といたしました。取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、取締役会決議日の直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。

当該価額については、取締役会決議日の直前営業日の直近 1 ヶ月間（2025 年 7 月 8 日～2025 年 8 月 7 日）の終値平均 699 円（円未満切捨て）からの乖離率が 6.58%、直近 3 ヶ月間（2025 年 5 月 8 日～2025 年 8 月 7 日）の終値平均 641 円（円未満切捨て）からの乖離率が 16.22%、あるいは直近 6 ヶ月間（2025 年 2 月 10 日～2025 年 8 月 7 日）の終値平均 609 円（円未満切捨て）からの乖離率が 22.33%となっております（乖離率はいずれも小数点以下第 3 位を四捨五入）。

上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、処分予定先に特に有利なものとはいえず、合理的と考えております。

また、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役全員（4 名、うち 2 名は社外監査役）が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、処分予定先に特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以 上